

## 社会福祉法人神和福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人 神和福祉会（以下「当法人」という）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用弁償について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (役員等の勤務形態)

第3条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。なお、当法人職員を兼務している理事の他は非常勤とする。

- 2 評議員は非常勤とする。

### (報酬等)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

- 2 非常勤役員等には、職務に応じた報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長の報酬については、別表1に定める額
- (2) その他の非常勤理事の報酬は、別表2に定める額
- (3) 監事の報酬は、別表3に定める額
- (4) 評議員の報酬は、別表4に定める額

(費用弁償)

第6条 役員等が、職務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が、職務の遂行に当たって、旅費以外の費用を負担した場合は、当該旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長に対する当月分の報酬等の支給時期は、職員給与の支給日に準じた日とする。

2 評議員、その他の理事及び監事に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意がある場合のみ、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(報酬等の額)

第10条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。)第89条に規定する役員の報酬等の額は、各年度の総額が5,000,000円を超えない範囲とする。

(公表)

第 11 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 12 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 13 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。  
この規則は令和 5 年 6 月 17 日に改定し、同日より施行する。

別表1（理事長の報酬（第5条第1号関係））

役職名	報酬の額	勤務形態
理事長	月額100,000円以内	週1日
	月額200,000円以内	週2日
	月額300,000円以内	週3日
	月額400,000円以内	週4日

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

別表2（その他の非常勤理事の報酬（第5条第2号関係））

区分	日額	
	理事会・評議員会への出席	三木市内より出席
三木市外より出席		5,000円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	三木市内より出席	3,000円
	三木市外より出席	5,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

別表3（監事の報酬（第5条第3号関係））

区分	日額	
	理事会・評議員会・その他重要な会議等への出席	三木市内より出席
三木市外より出席		5,000円
監事監査への出席・指導	5,000円	

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

別表4（評議員の報酬（第5条第4号関係））

区分	日額	
	評議員会への出席	三木市内より出席
三木市外より出席		5,000円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	三木市内より出席	3,000円
	三木市外より出席	5,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。